

税務関係窓口証明(手続き)一覧表

市民税関係					
項 目		単位	手数料	申請できる者	説 明
所得・課税・扶養証明		1 枚	300 円	1) 本人 2) 同一世帯員 3) 本人より委任された者(委任状)	前年の所得額、扶養の数、控除額とそれを基にした、今年度の市県民税の課税額の証明
非課税証明		1 枚	300 円	1) 本人 2) 同一世帯員 3) 本人より委任された者(委任状)	
納税証明書		1 税目	300 円	1) 本人 2) 同一世帯員 3) 本人より委任された者(委任状) 4) 法人(法人の場合は社印必要)	税目毎(市民税・固定資産税・軽自動車税・法人市民税)に課税額と納税額を記載
完納証明書		1 枚	300 円	1) 本人 2) 同一世帯員 3) 本人より委任された者(委任状) 4) 法人(法人の場合は社印必要)	市税全てに未納がないという証明 税目や金額は記載されない ※酒税等の申請用様式もあります
営業証明		1 枚	300 円	1) 法人(法人の場合は社印必要)	法人の事業所所在地、事業所名を証明 営業用車両の登録・変更やディーラーナンバー等の申請に使用
軽自動車完納書		1 枚	無料	1) 所有者本人 2) 同一世帯員 3) 代理人	軽自動車の車検に使用
世帯状況等証明書		1 枚	無料	1) 本人 2) 同一世帯員 3) 本人より委任された者(委任状)	感染症や未熟児などの入院費用の負担軽減のため、保健所へ提出するための証明 ※本人が入院しているため、同一世帯の方の委任状でも可
狩猟者登録税に係る証明書		1 枚	300 円	1) 本人 2) 同一世帯員 3) 本人より委任された者(委任状)	狩猟税(県税)の軽減を受けるために、地方事務所(県)へ提出するための証明
軽自動車登録		1 枚	無料	1) 所有者本人 2) 同一世帯員 3) 代理人	飯山市ナンバー(原動機付自転車(125cc 以下)、小型特殊自動車のみ)の登録、廃車、名義変更 ※登録の際、販売証明・譲渡証明・廃車証明のいずれかが必要 ※廃車の際、ナンバーが必要 紛失の場合は、手数料として <u>300 円</u> かかります
軽自動車廃車		1 枚	無料 (300 円)	1) 所有者本人 2) 同一世帯員 3) 代理人	
固定資産税関係					
項 目		単位	手数料	申請できる者	説 明
課税台帳写(名寄帳)		10 筆毎 に 1 件	300 円	1) 所有者本人 2) 同一世帯員 3) 本人より委任された者(委任状) 4) 法人(法人の場合は社印が必要)	課税の対象となる土地・家屋についての所有者毎の一覧 所在地、地目、地積、評価額、課税標準額を記載
評価通知書		1 件	無料	1) 所有者本人 2) 同一世帯員 3) 本人より委任された者(委任状) 4) 法人(法人の場合は社印が必要) 5) 司法書士(委任状なくても可)	登記の際、登録免許税の算定基礎となる評価額を法務局へ通知するためのもの 所在地、地目、地積、評価額を記載
評価証明書		10 筆毎 に 1 件	300 円	1) 所有者本人 2) 同一世帯員 3) 本人より委任された者(委任状) 4) 法人(法人の場合は社印が必要)	課税の対象となる土地・家屋についての、所有者毎の一覧 所在地、地目、地積、評価額を記載(課税標準額と税額は記載されない)
公課証明書		10 筆毎 に 1 件	300 円	1) 所有者本人 2) 同一世帯員 3) 本人より委任された者(委任状) 4) 法人(法人の場合は社印が必要) 5) 裁判所へ提出する申立書持参の債権者 (代理の場合は委任状)	課税の対象となる土地・家屋についての、所有者毎の一覧 所有する土地、建物の評価額、課税額を記載
資産証明書		1 枚	300 円	1) 本人 2) 同一世帯員 3) 本人より委任された者(委任状) 4) 法人(法人の場合は社印が必要)	土地・家屋、それぞれの合計を地目毎に記載した証明 (土地は地目ごとの面積と評価額の合計、家屋は延べ床面積と評価額の合計)
被収用証明		1 枚	300 円	誰でも可	建設事務所から通知を受けたものの証明 ※証明には、専用の証明書等が必要
罹災(りさい)証明		1 枚	無料	誰でも可	災害により家屋が破損した場合、保険等の申請に使用するための証明 ※証明には、専用の証明書等が必要
公図 副本	閱 覧	1 枚	300 円	誰でも可	筆界と地番が記された土地図面
	写(A 3)	1 枚	300 円	誰でも可	
住宅用家屋証明		1 枚	1, 300 円	誰でも可	登録免許税の軽減のため、登記の際に法務局へ申請するための証明 ※証明には、住宅用家屋証明申請書等が必要